

入札約款

平成17年8月1日制定

平成21年9月16日一部改正

(目的)

第1条 千葉県土地改良事業団体連合会の発注に係る工事又は製造の請負並びに調査、測量、設計等の委託の契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計規程に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、図面、仕様書、契約書案、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、契約書案等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は別記第1様式により作成し、封かんの上、入札者の氏名を表記し、通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。
- 3 入札参加者は代理人をして入札させるときは、別記第2様式による委任状を持参させなければならない。
- 4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に別記第3様式による誓約書を提出しなければならない。
- 5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- 7 入札参加者は、入札書を入札箱に投入した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。

(入札辞退)

第3条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（別記第4号様式）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

- 2 入札参加者が一人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

(無効となる入札)

第5条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札 (免除の場合を除く。)
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合であると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- (9) その他の入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第6条 工事又は製造に係る入札においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 前項の最低制限価格は、建築工事及びこれに付帯するその他の工事、設備工事並びに解体工事にあつては、予定価格の100分の85に相当する額、その他の工事及び製造にあつては、100分の80に相当する額とする。
- 3 委託業務に係る入札においては、予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第7条 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第8条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

- 2 前項の場合において、再度入札の回数は、原則として1回までとする。
- 3 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で、最低制限価格を下回らない入札をした者とする。ただし、入札が無効になった者は再度入札に参加できないものとする。

(契約の締結)

第9条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、会長の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に当該契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の保証)

第10条 工事又は製造の請負契約に係る落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、会長が特にその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、会長が確実と認める金融機関又は保証事業会社 (公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和27年法律第184号) 第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。) の保証
- (2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害を補てんする履行保証保険契約の締結

(4) 契約保証金の納付

(5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第2号又は第3号に保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(工事カルテの登録)

第11条 500万円以上の工事請負契約に係る落札者は、速やかに所定の機関に工事カルテの登録を行わなければならない。

(建設業退職金共済制度に係る掛け金)

第12条 500万円以上の工事請負契約に係る落札者は、発注者に対し、契約の日から1か月以内に、建設業退職金共済組合の発注官公庁用掛金収納書を貼付した建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書を提出しなければならない。

(異議の申立て)

第13条 入札をした者は、入札後、この約款、図面、仕様書、契約書案、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第14条 会長は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

別記第1号様式

入 札 書

平成 年 月 日

千葉県土地改良事業団体連合会
会長 菅谷 健一 様

住 所
氏 名
代理人氏名
印
印

入札約款を遵守し、下記金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって工事請負契約書案（業務委託契約書案）のとおり請負いたします。

¥

円也

工事（委託業務）箇所

工事（委託業務）名

※金額は算用数字で記入する。

委 任 状

平成 年 月 日

千葉県土地改良事業団体連合会
会長 菅 谷 健 一 様

住 所
氏 名 印

私は都合により（代理人の氏名印）を代理人と定め、下記工事（委託業務）の入札及び見積に関する一切の権限を委任いたします。

記

工事（委託業務）箇所

工事（委託業務）名

誓 約 書

平成 年 月 日

千葉県土地改良事業団体連合会
会長 菅谷 健一 様

住 所
氏 名
代理人氏名

印
印

工事（委託業務）箇所

工事（委託業務）名

上記工事（委託業務）の入札にさいし、連合等による入札の公正を害するような行為をしないことを誓約します。

入 札 辞 退 届

工事（委託業務）の名称 _____

上記について指名を受けましたが、別紙理由により入札参加を辞退します。

平成 年 月 日

住 所	
商号又は名称	印
代表者氏名	印

千葉県土地改良事業団体連合会
会長 菅 谷 健 一 様

- 注意
- 1 この届けは、入札執行前には、千葉県土地改良事業団体連合会の入札担当者に直接持参するか又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）してください。
 - 2 入札執行中には、この届け又はその旨を明記した入札書を、入札執行宣言の前に入札執行者に直接提出してください。
 - 3 電車等の遅れ等やむを得ず入札に参加できなかったときは、事後においても必ず千葉県土地改良事業団体連合会の入札担当者に直接持参してください。
 - 4 入札を無断で辞退することがないように十分御留意ください。

